令和5年度 三重県医療勤務環境改善支援セミナー 令和6年3月19日

令和6年4月以降の取組と指定申請について

- 1 特例水準について
- 2 令和6年4月以降の取組と指定申請について

三重県医療保健部 医療人材課

医師の時間外労働の上限規制について

2024年4月以降は、年960時間を超える時間外・休日労働が可能となるのは、都道府県知事の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師(連携B・B・C水準の適用医師)のみです。



動務間インターバルの 確保 (①24時間以内に9時間 ②46時間時間以内に18時間 のいずれか 及び代償休息のセット (努力義務) ※実際に定める36協定 の上限時間数が一般則を 超えない場合を除く。 勤務間イン 勤務間イン

確保

時間

①24時間以

内に9時間

②46時間時

間以内に18

のいずれかり

及び代償休

息のセット

(義務)

勤務間イン 勤務間インターバルの確保 ターバルの 〔①24時間以内に9時間

②46時間時間以内に18時間のいずれか

及び代償休息のセット(義務)

注)臨床研修医については連続勤務時間制限を強化・徹底する観点から、勤務間インターバルは、 ①24時間以内に9時間 ②48時間以内に24時間 **■** <A水準>

<A水準> 勤務間インターバルの確保

①24時間以内に9時間 ②46時間時間以内に18時間 のいずれか

及び代償休息のセット(努力義務) <C水準>

上記A水準の勤務間インターバル 及び代償休息のセット (義務)

- 注) 臨床研修医の勤務間インターバルは、
- ①24時間以内に9時間
- ②48時間以内に24時間
- のいずれかとなる。

※実際に定める36協定の上限時間数 が一般則を超えない場合を除く。

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

【追加

のいずれかとなる。

医師の時間外労働の上限規制について

診療に従事する医師は、時間外・休日労働時間の上限時間について、 以下のいずれかの水準が適用されます。

複数の医療機関で勤務する場合は、労働時間を通算して計算する必要があります。

であり、その 労働時間を義 年の上限時間 水準 長時間労働が必要な理由 務化するもの ではあり 都道府県の ません A水準 (臨時的に長時間労働が必要な場合の原則的な水準) 960時間 指定手続き不要 都道府県の 地域医療の確保のため、派遣先の労働時間を通算する 1.860時間 連携B水準 指定手続き必要 と長時間労働となるため (各院では960時間) 2035年度末の 解消を目標 都道府県の B水準 地域医療の確保のため 1.860時間 指定手続き必要 都道府県の C-1水準 臨床研修・専攻医の研修のため 1.860時間 指定手続き必要 将来に向けて 縮減方向 都道府県の C-2水準 高度な技能の修得のため 1.860時間 指定手続き必要

年間の

時間は上限

[※]月100時間未満の上限もあります(面接指導の実施による例外あり)。

立入検査項目

医師の働き方改革関係の医療法の施行に伴い、令和6年度以降、医療法第25条第1項に基づく立入検査において新たに確認が必要な検査項目があります。

項目	概要	対 象
1. 面接指導の実施 (法第108条第1項)	時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師(面接指導対象医師)に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。	
2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月 100時間以上見込み) (法第108条第5項)	面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間 の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置(就業上の措置)を講 じていることを確認。	全医療機関
3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月 155時間超) (法第108条第6項)	時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。	
4. 勤務間インターバ ル・代償休息 (法第123条第1項及 び第2項)	特定労務管理対象機関に勤務する特例水準の業務に従事する医師(特定対象医師)に対し、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認	特定労務管理対 象機関

※特定労務管理対象機関:都道府県知事が、病院又は診療所であって、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務があると認められるものを、指定した特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関の総称。

立入検査にあたって提示が求められる資料の一覧

医師の働き方改革関連の検査項目について、提示が求められる資料の一覧は以下のとおり。

立入検査を実施する機関によって、提示を求める資料が異なる場合がありますので、その場合は、立入検査を実施する機関の指示に基づき対応して下さい。

項目	提示資料	対 象
1. 面接指導の実施 (法第108条第1項)	・直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上 となった医師の一覧 ・長時間労働医師面接指導結果及び意見書 ・面接指導実施医師養成講習会の修了証書	
2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月 100時間以上見込み) (法第108条第5項)	・直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧 (※1. 面接指導の実施」と同じ一覧) ・措置の要否や措置の内容について記載された記録	全医療機関
3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月 155時間超) (法第108条第6項)	・直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が155時間超と なった医師の一覧 ・労働時間短縮のための必要な措置の内容について記載された記録	
4. 勤務間インターバル・代償休息 (法第123条第1項及び第2項)	・特定対象医師の名簿 ・直近1年間のうち任意の1ヶ月分の勤務予定及び勤務時間の実績等 の勤務状況が分かる資料	特定労務管理対 象機関

※特定労務管理対象機関:都道府県知事が、病院又は診療所であって、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務があると認められるものを、指定した特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関の総称。

三重県医療勤務環境改善支援センターのご案内

宿日直許可申請にかかる相談、時短計画作成に関する相談など、働き方改革にかかるお困りごとについてご相談ください。 社会保険労務士のアドバイザーが対応しています

電話:059-253-8879

メールアドレス: mie-kinmusien-c@bird.ocn.ne.jp

https://www.mie.med.or.jp/kinmushien/

三重県 医療保健部 医療人材課 医師確保班

TEL 059-224-2326/FAX 059-224-2340 メールアドレス iryokai@pref.mie.lg.jp